

2023年3月27日
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

当協会への寄附金が指定寄附金として指定されました！

2027年国際園芸博覧会協会は、2022年12月20日付で内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定されましたが、当協会に対する寄附金について、税制上の優遇措置の適用を受けるため、指定寄附金に関する指定を受けるべく、申請等を進めてまいりました。

この度、財務大臣より当協会への寄附金が指定寄附金として認められ、3月23日付で指定されましたので、お知らせいたします。

【指定寄附金について】

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

【寄附金の使途】

2027年国際園芸博覧会開催の費用

【指定の期間】

2023年3月23日から2024年3月22日まで

【寄附のご案内（当協会ホームページ）】

<https://expo2027yokohama.or.jp/association/donation/>

本件に関するお問合せ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 資金計画課（担当：藤堂）

Tel：045-307-2030

ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>